

**令和3年度
国家予算に対する提案・要望**

【報告】

令和3年度国家予算に対する提案・要望（教育委員会関係分）



神戸市

III. 市民生活を守るための取組みの推進

»文部科学省

【提案・要望の背景】

- 外出自粛等に伴う経済活動の停滞により、収入が減少し、家計が急激に悪化するなど、市民生活に大きな影響が生じており、迅速かつ手厚い支援が必要である。
- 新型コロナウイルスに感染した際に、特に重症化が懸念される高齢者・障害者の感染を防ぐため、介護・障害者サービス事業所における感染拡大防止策の強化や、感染者発生時の対応にかかる事業所への支援が必要である。
- また、感染拡大に伴う保育所・学童保育施設等の特別保育への移行や、学校園の臨時休業等により、子どもたちや保護者を取り巻く環境が急変しており、状況に応じた支援策を展開していく必要がある。
- 特に、学校園の臨時休業等により十分な授業時数が確保できない状況が続く中、子どもたちの学びを保障するための学習環境の整備が急務となっている。

2) 教育環境の整備に対する支援の拡充

○ 子どもたちの学びを保障するための継続的な財政支援

- 子どもたちの学びの保障に資する教職員体制の確保に向けた加配教員・学習指導員の増員等を図るための継続的な財政支援が必要である。
- 感染症対策を講じながら学びを保障するため、学校園にマスクやアルコール消毒液といった衛生用品を配備するための継続的な財政支援が必要である。

○ GIGA スクール構想の実現に向けた財政支援の拡充

- 児童生徒「1人1台端末」の整備に関し、「公立学校情報機器整備費補助金」においては、機器の保守管理費用、端末更新にかかる費用、ソフトウェアのライセンス費用等は補助対象外とされている。また、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」においては、増強が必要となる校外通信ネットワークの整備及び維持管理にかかる費用が補助対象外とされている。
 - ・端末を活用するにあたって必要となるソフトウェアのライセンス費用、端末整備完了後における機器の保守管理費用及び端末更新時の費用、校外通信ネットワークの整備及び維持管理にかかる費用への国庫補助対象の拡充
 - ・Wi-Fi環境が整っていない家庭に対するモバイルルータの配備や、学校や家庭において即時活用が可能なオンライン教材の提供など、学びを保障するための環境整備への支援

○ 学生等の修学機会を確保するための財政支援の拡充

- 公立大学や公立高等専門学校においては、家計の急激な悪化に対応するため、独自で入学金・授業料の減免を検討しており、さらなる財政支援が必要である。
- 「新しい生活様式」への移行を踏まえ、公立大学や公立高等専門学校における遠隔授業の実施に必要な環境構築についての支援が必要である。

- 2) 教育委員会事務局 総務部 教職員人事担当課長 藤井 秀典 ————— 078-984-0621
教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課長 市邊 裕喜 ————— 078-984-0653
教育委員会事務局 学校支援部 業務改善・情報監理担当課長 亀井 浩司 ————— 078-984-0667
教育委員会事務局 学校支援部 健康教育課長 都築 浩司 ————— 078-984-0695
教育委員会事務局 学校教育部 教科指導課長 堀井 健史 ————— 078-360-2010
教育委員会事務局 工業高等専門学校事務室 総務担当課長 木下 愛一郎 ————— 078-795-3311

Ⅰ-3. 多文化共生の推進

»文部科学省

【提案・要望の背景】

- 本市では、近年、ベトナム人を中心にアジアからの転入者が急増しており、平成31年4月からの新たな在留資格制度の創設に伴い、さらなる増加が見込まれているが、それに伴い、ごみ出し等の生活文化の相違により新たな課題が生じている。
- このような状況の中、外国人市民が地域社会と共生していくためには、一定の日本語能力の習得や生活する上での文化・習慣への理解の促進、また、制度面も踏まえた受入環境の整備についても充実させる必要があり、国と自治体が連携し、早急に対策をする必要がある。

1) 外国人市民に対する日本語教育の充実

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業にかかる事業費の確保

- 帰国・外国人児童生徒に対する生活適応支援、日本語能力に応じた特別の教育課程の編成・実施を含めた学習支援を行うため、母語が分かる支援員や日本語指導員の派遣による支援の拡充が必要である。
 - ・ 年々増加する帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導や、児童生徒一人一人の状況に応じた対応の充実に必要な財政支援の拡充

VII-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»文部科学省

【提案・要望の背景】

- 近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、防災・減災、国土強靱化は、喫緊の課題となっている。
- 国が示した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に本市として積極的に取り組んでおり、令和2年度の完了を目指している。
- また、阪神・淡路大震災の経験を礎に、今後発生が予想される南海トラフ地震や局地的豪雨による土砂災害等の減災対策に取り組み、安全な都市基盤の構築を目指している。
- 市民の生命・財産を守るためには、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」完了後も引き続き、防災・減災、国土強靱化に向けた事業に積極的に取り組み、国・地方がより一層、相互に密接な連携を図り、災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。

1) 防災・減災、国土強靱化の推進

- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に引き続き実施する対策の事業費の確保と財政支援の拡充

●防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策においては、平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検等の結果を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの期間に対策を実施する事業が対象となっている。
・令和3年度以降に対策を実施する事業への支援策の創設及び事業費の確保といった財政支援の拡充

(参考)

【防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（期間：平成30年度～令和2年度）】

対策実施事業	学校施設の改修
対策箇所	市立学校園（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）
事業費 (国費)	23,337百万円 (2,757百万円)

(参考)

【防災・減災、国土強靱化のための今後の事業費の見通し（期間：令和3年度～令和12年度）】

対策実施事業	学校施設の改修
概算事業費	168,318百万円

VIII-3. 教育環境の充実

»文部科学省

【提案・要望の背景】

- 学校現場は、いじめ問題、不登校、教育格差等、様々な教育上の課題に直面しており、教職員が子どもと正面から向き合うことができる学校運営体制の整備が不可欠である。
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う「新しい生活様式」への移行を踏まえた教職員定数の計画的な改善、マネジメント機能の強化、いじめ問題への対応など学校運営の改善充実に加えて、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、特別支援教育の充実、計画的な施設改修、GIGAスクール構想の推進等、総合的な教育環境の充実を図ることが必要である。

1) 教職員定数の計画的な改善及び安定的な学校運営体制の確保

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う「新しい生活様式」への移行を踏まえた新たな教職員定数改善計画の早期策定及び円滑な実施

- 平成13～17年度に実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を最後に、新たな計画は策定されていない。
 - ・「新しい生活様式」への移行を実現するとともに、きめ細かな教育環境を整備するために、少人数学級の実現を含む新たな教職員定数改善計画を策定・実施
- 令和2年度現在、生徒指導専門教員配置校は、小学校164校中15校（9.1%）中学校85校中56校（65.9%）にとどまっている。問題行動の低年齢化への対応に加え、いじめ防止対策の充実等を図るため、生徒指導専門教員の全校配置が必要である。
 - ・小中学校全校に生徒指導専門教員を配置
- 小中学校（給食調理単独実施校）における栄養教諭等の配置基準は、児童生徒数549人以下の学校においては、4校に1人とされており、令和2年度現在、本市の単独実施校140校のうち栄養教諭配置校は71校（50.7%）にとどまっている。安全で質の高い給食管理を実現し、食育指導をより一層推進していくためには栄養教諭の配置拡充が不可欠である。
 - ・給食調理単独実施校における栄養教諭の配置基準の緩和
- 令和2年度より、小学校5・6年生において英語が教科化されており、担任やALTとの連携を図りながら英語教育を推進する英語専科教員の配置を拡充し、英語の指導体制を一層充実させる必要がある。また、専門的な教科指導の実施や教員の働き方改革という観点から、英語以外の教科についても、専科教員の配置が必要である。
 - ・小学校における専科教員の拡充のための加配教員の増員
- 複雑化・多様化する教育課題に対処できるように学校の組織力の強化を図るため、主幹教諭が管理職を補佐するモデルリーダーとしての役割を發揮することが重要である。主幹教諭が本来の役割を十分に發揮できるようにするため、主幹教諭のマネジメント機能強化のための加配教員の配置を拡充し、主幹教諭の負担軽減を図る必要がある。
 - ・主幹教諭のマネジメント機能強化にかかる加配教員の増員

○ 小学校における英語教科化に対応する ALT の人材確保

- 本市では、神戸らしい特色ある教育の推進として英語教育を位置付け、主に JET プログラムによる外国人英語指導助手 (ALT) を導入するなど積極的な英語教育を推進している。児童生徒の英語によるコミュニケーション能力育成に資するため、教員の指導力向上とあわせて ALT の拡充を行い、令和 2 年度には、小学校英語の教科化を機に、英語力向上に注力し、国際都市神戸として特色ある英語教育を更に推進していくため、小学校の全ての英語の授業に ALT を配置する。
 - ・JET プログラムによる ALT の安定した配置への支援

○ 管理職の処遇改善

- 学校の組織力の強化のためには、校長を補佐する教頭の役割が非常に大きい。しかし、教頭の職務が極めて多忙であることから、管理職を目指す教員が減っている状況である。一定の管理職手当の水準を確保すること等により、優秀な人材を安定的に確保する必要がある。
 - ・国において義務教育国庫負担金の算定における管理職手当の引上げを実施するなど、管理職の処遇を改善

2) 特別支援教育の推進

○ 小中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置

- 平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行され、学校園において合理的配慮の提供が義務付けられた。特別支援教育コーディネーターは幼児児童生徒及び保護者から相談を受けることになり、その役割はより重要なものになっている。また、実態把握、個別の指導計画や個別教育支援計画の作成及びアドバイス、各担任や保護者、関係機関との連絡調整等、その他の業務も多岐にわたる。しかし、現状は通常学級や特別支援学級の担任を兼任している場合が多いため、幼児児童生徒の実態把握や様々な課題に即時に対応することが困難である。
 - ・校内支援体制の充実や関係機関との連絡調整役を専門に担う特別支援教育コーディネーターの専任配置

○ 特別支援学級にかかる学級編制の標準の見直し

- 障害のある児童生徒に対しては、個々の教育的ニーズに応じ、特別支援学校や小中学校の特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場が提供されており、近年では、重度の障害のある児童生徒が特別支援学級に入級するケースも増加している。小中学校の特別支援学級の学級編制においては、障害の種別のみで、単一・重複の別なく入級する学級が決定されるため、特別支援学校であれば 3 人 1 学級で学級編制されるような重複障害のある児童生徒が、8 人 1 学級で学級編制されている。個々のニーズに対応したきめ細かで質の高い教育を実現するためにも、特別支援学級にかかる学級編制の基準の見直しが不可欠である。
 - ・特別支援学級にかかる学級編制の標準を見直し、より少ない人数での学級編制を実現

3) 学校施設整備事業の推進

○ 学校施設環境改善交付金にかかる事業費の継続的な確保、補助単価の引上げ等

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、その安全性の確保や防災機能強化等、施設の強靱化が求められている。しかし、昨今の資材・人件費等の高騰により、学校施設環境改善交付金にかかる事業費について、実工事費と国の補助単価には大きな乖離が生じており、地方公共団体の負担が増加傾向にあることから、計画的な事業推進が難しい状況にある。さらに、補助要件の厳しさが障壁となることもあり、交付金の採択を断念せざるを得ない状況が発生している。
- 実工事費と国の補助単価には、大きな乖離が生じており、地方公共団体の負担が増加している。
 - ・実態を調査の上、工事経費の補助について、補助単価の引上げ、補助下限額の引下げ、補助要件の緩和等、補助制度の充実

(参考) 昨今の採択状況

年度	神戸市		うち国庫補助対象事業	
	事業費	事業内容	事業費 (国費)	事業内容
令和元年度	96.0 億円	長寿命化改修、大規模改修（外壁・便所・EV・空調）、その他学校施設改修	39.8 億円 (9.7 億円)	長寿命化改修、大規模改修（外壁・便所・EV・空調）
令和2年度	103.5 億円	長寿命化改修、大規模改修（外壁・便所・EV・空調）、その他学校施設改修	48.5 億円 (14.3 億円)	長寿命化改修、大規模改修（外壁・便所・EV・空調）

○ 学校統合に伴う学校施設環境改善交付金にかかる補助要件の緩和

- 学校統合による統合校の設置場所は、統合対象校のいずれかの校地とするケースが一般的であり、学校統合に伴う既存施設の改修については、児童生徒の安全面や工期・工事費用の縮減を考慮すると、統合後、一方の校地へ一旦移転し、その後、もう一方の校地において整備工事を実施している状況にある。しかし、学校施設環境改善交付金の対象事業のうち、学校統合に伴う既存施設の改修について、原則として学校統合前に完了する整備のみが対象となっているため、当該事業の対象とならない。
 - ・学校統合に伴う既存施設の改修事業については、統合の実態を踏まえ、統合後の整備着工事業も対象とするよう補助要件の緩和

(参考) 「学校統合に伴う既存施設の改修」(学校施設環境改善交付金)の概要

事業内容	小中学校等を適正な規模にするため統合しようとする又は統合したことに伴い実施する校舎改修に要する経費の補助
対象工事	長寿命化改良工事、大規模改造工事
補助内容	配分基礎額の 1/2

4) GIGA スクール構想の推進

○ GIGA スクール構想における財政支援の拡充（再掲）

●児童生徒「1人1台端末」の整備に関し、「公立学校情報機器整備費補助金」においては、機器の保守管理費用、端末更新にかかる費用、ソフトウェアのライセンス費用等は補助対象外とされている。また、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」においては、増強が必要となる校外通信ネットワークの整備及び維持管理にかかる費用が補助対象外とされている。

- ・端末を活用するにあたって必要となるソフトウェアのライセンス費用、端末整備完了後における機器の保守管理費用及び端末更新時の費用、校外通信ネットワークの整備及び維持管理にかかる費用への国庫補助対象の拡充
- ・Wi-Fi環境が整っていない家庭に対するモバイルルータの配備や、学校や家庭において即時活用が可能なオンライン教材の提供など、学びを保障するための環境整備への支援

- | | | |
|-------|------------------------------------|--------------|
| 1) | 教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課長 江尻 勝也 | 078-984-0724 |
| | 教育委員会事務局 学校教育部 教科指導課長 堀井 健史 | 078-360-2010 |
| 1) 2) | 教育委員会事務局 総務部 教職員人事担当課長 藤井 秀典 | 078-984-0621 |
| 2) | 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育課長 庄田 拓二 | 078-984-0730 |
| 3) | 教育委員会事務局 学校支援部 学校環境整備課長 澁谷 修平 | 078-984-0684 |
| 4) | 教育委員会事務局 学校支援部 業務改善・情報監理担当課長 亀井 浩司 | 078-984-0667 |

III. 子育て・教育環境の充実

»文部科学省

2) 多様な児童生徒に対する支援体制の充実及び学校の組織力強化

○ 不登校児童生徒に対する支援推進事業にかかる事業費の確保

- 不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するために、適応指導教室「くすのき教室」をはじめとした支援体制の整備やフリースクール等に通う不登校児童生徒に対する支援が必要である。
 - ・不登校児童生徒の支援にかかる事業費の確保

○ 夜間中学における幅広い教育ニーズに対応するための教職員体制の拡充

- 夜間中学においては、通常の小規模校に比べて多様な年齢層・国籍の生徒が在籍している。今後、生徒数増加に対応し、個々の生徒のニーズに合わせたきめ細やかな教育を継続するためには、教職員の配置拡充が不可欠である。
- 現在、夜間中学の教員数は、通常学級と同様の算定基準に基づいて決定されている。
 - ・多様な年齢層・国籍の生徒が在籍する夜間中学独自の状況を踏まえた教職員体制の充実

○ 一般図書の無償給付を受けている特別支援学級在籍児童生徒への検定教科書の無償給付

- 特別支援学級の児童生徒、特に知的障害のある児童生徒は当該学年の学習が難しいため、特別の教育課程を編成し、これに合わせて下学年の検定教科書や、文部科学省が著作名義を有する教科書、検定教科書以外の一般図書を選定し、本市においても児童生徒の実態に応じた教科書を給与している。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒が交流学級（通常の学級）の授業に出席する際、部分的に当該学年の検定教科書を貸与している。
 - ・インクルーシブ教育推進の観点からも、特別支援学級の児童生徒が交流及び共同学習のための検定教科書が必要になる場合、当該教科書の無償給付

○ 補習等のための指導員等派遣事業にかかる事業費の確保

- 学力向上の取組や配慮が必要な児童生徒に対してきめ細やかに対応するため、学力向上を目的とした補習等のための指導員等を全小中学校、義務教育学校に配置し、授業での学習内容の定着を図るとともに、放課後を活用した学習指導を行っている。学力に課題のみられる学校に対しては、放課後の学習指導の回数増などで学力向上の取組みの充実が必要なことから、引き続き学習指導等を行う支援員の配置・拡充が不可欠である。
 - ・指導員の配置拡充のための十分な事業費の確保

○ 小中学校における特別支援教育就学奨励費制度の拡充

- 特別支援学校においては、肢体不自由又は重度・重複障害のある児童生徒の通学及び修学旅行や校外活動等の付添人（保護者等）に対する費用は、国の特別支援教育就学奨励費制度では対象となっている。一方、インクルーシブ教育を推進する中で、小中学校においても安全確保等のために、保護者の付き添いが必要になる児童生徒が在籍しているが、現状では、通学及び修学旅行や校外活動等に参加する際の付添人（保護者等）に対する費用については、対象外となっている。
 - ・対象となる児童生徒が安全に通学し、安心して修学旅行や校外活動等に参加して多様な経験ができるよう、付添人（保護者等）に対する費用についても特別支援教育就学奨励費の対象となるよう制度の拡充

○ スクール・サポート・スタッフ配置事業にかかる事業費の確保

- 教員の多忙化を解消し、学校の組織力強化に資するよう、スクール・サポート・スタッフの配置拡充を図るため、十分に事業費を確保するとともに補助単価の引上げが必要である。